

令和元年 6 月 2 6 日

自動販売機（清涼飲料水）の設置による販売者の募集について（公告）

国有財産事務分掌者

大津地方裁判所長 瀧 華 聡 之

大津地方裁判所庁舎の一部において、有償による使用許可を受け、自動販売機（清涼飲料水）の設置により販売する方を募集します。応募しようとする方は、下記の要領により企画提案書を提出してください。

記

1 件名

大津地方・家庭・簡易裁判所庁舎等における使用許可（自動販売機（清涼飲料水））の相手方の選定

2 募集の趣旨

大津地方・家庭・簡易裁判所庁舎の一部において自動販売機（清涼飲料水）の設置により販売させる前提で使用許可（有償）をするに当たって、使用許可を受けようとする者（法人，個人を問わない。）を広く募集し，応募者により提案された使用料の額を選定の基準の一つとする方法により使用許可をする相手方を選定することを目的とするものである。

3 使用許可をする場所

ア 滋賀県大津市京町三丁目 1 番 2 号 大津地方・家庭・簡易裁判所庁舎

（ア）本館 1 階

（イ）別館 1 階

イ 滋賀県彦根市金亀町 5 番 5 0 号 大津地方・家庭裁判所彦根支部庁舎 1 階

ウ 滋賀県長浜市南呉服町 6 番 2 2 号 大津地方・家庭裁判所長浜支部庁舎 1 階

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

4 使用許可の条件内容

使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、自動販売機（清涼飲料水）を設置し販売する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

5 企画提案書の作成及び提出に係る事項

(1) 企画提案募集要領の交付

ア 交付期間

令和元年 6 月 2 6 日（水）から同年 7 月 9 日（火）まで（ただし，土曜日，日曜日及び祝日を除く。）の午前 9 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分まで（ただし，正午から午後 1 時までを除く。）

イ 交付場所

滋賀県大津市京町三丁目 1 番 2 号 大津地方・家庭・簡易裁判所庁舎本館
5 階 大津地方裁判所事務局会計課管理係 電話 0 7 7 （ 5 0 3 ） 8 1 1 6

ウ 交付方法

交付場所において無料で交付する（郵送又は電送による交付申込みは受け付けない。）

(2) 企画提案書の提出方法等

ア 提出期間

令和元年7月8日（月）から同年7月12日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時30分から午後4時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

上記企画提案募集要領の交付場所と同じ

ウ 提出方法

提出場所に提出する（郵送可。ただし、アの期間内に必着のこと。）。

エ 提出部数 1部

6 質問及び回答

- (1) 本件の応募又は企画提案書の作成、提出に関する質問は、次の提出期限まで、書面にて受け付けるので、提出場所に提出する（郵送又は電送による提出も受け付ける。）。

ただし、手続及び企画提案書の形式についての質問は、前記企画提案募集要領交付場所に電話で問い合わせても差し支えない。

ア 質問書の様式 日本工業規格A列4番の用紙を用いる。

イ 提出期限 令和元年7月2日（火）午後3時まで

ウ 提出場所 上記企画提案募集要領の交付場所と同じ

- (2) 回答書は、原則、次の交付日時に公募参加予定者全員に電送により回答する。

交付日時 令和元年7月5日（金）午後3時

7 使用許可をする相手方を選定するための手順

- (1) 応募者の参加資格として、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 法人等（個人、法人又は公共団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合には役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

カ 暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

- (2) 提出した企画提案書が次の一つに該当する応募者は欠格とする。

ア 提出場所、提出期限又は提出方法が前記5(2)に適合しないとき。

イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載事項の留意事項に適合しないとき。

ウ 虚偽の内容が記載されているとき。

- (3) (1)及び(2)で欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について、企画

提案募集要領で定めた要件を全て満たした内容となっているかを審査し、全て要件を満たしていると認められた応募者のうち、国有財産使用料の提案が、大津地方裁判所が定める使用料の最低価格の制限（９月３０日までに資産の譲渡等が行われる分については、使用料の１０８分の１００、１０月１日以降に資産の譲渡等が行われる分については、使用料の１１０分の１００）以上で、最も金額の高い者を相手方として選定するが、使用料は、提案書に記載された金額に消費税及び地方消費税額（９月３０日までに資産の譲渡等が行われる分については、８％、１０月１日以降に資産の譲渡等が行われる分については、１０％）を加算した金額になるため、応募者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった国有財産使用料の金額（９月３０日までに資産の譲渡等が行われる分については、使用料の１０８分の１００、１０月１日以降に資産の譲渡等が行われる分については、使用料の１１０分の１００）を提案書に記入すること。

なお、最高価格の入札を行った者が複数存在する場合には、最高価格の入札を行った者でくじ引きを実施し相手方を選定する。おって、いずれの提案金額も大津地方裁判所が定める使用料の最低価格の制限（９月３０日までに資産の譲渡等が行われる分については、使用料の１０８分の１００、１０月１日以降に資産の譲渡等が行われる分については、使用料の１１０分の１００）に達しない場合は、使用料の金額について、企画提案募集要領で定める全ての要件を満たしていると認められた応募者全てから、再提案を受けることとするが、再提案の締め切りについては、該当者に対し、大津地方裁判所から別途連絡する。

- (4) 再提案によっても大津地方裁判所が定める使用料の最低価格の制限（９月３０日までに資産の譲渡等が行われる分については、使用料の１０８分の１００、１０月１日以降に資産の譲渡等が行われる分については、使用料の１１０分の１００）に達しない場合、最も高額な提案をした者から順に大津地方裁判所が定める使用料の最低価格の制限（９月３０日までに資産の譲渡等が行われる分については、使用料の１０８分の１００、１０月１日以降に資産の譲渡等が行われる分については、使用料の１１０分の１００）以上で国有財産使用料の提示可能であるかの交渉を行う。
- (5) (4)の手続によっても大津地方裁判所が定める使用料の最低価格の制限（９月３０日までに資産の譲渡等が行われる分については、使用料の１０８分の１００、１０月１日以降に資産の譲渡等が行われる分については、使用料の１１０分の１００）に達しない場合は本件公募手続を打ち切る。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

8 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に定める単位に限る。
- (2) 提出された企画提案書及び入札書は返却しない。
- (3) 企画提案書及び入札書等の作成、提出及び本件に応募することに関わる費用は、すべて応募者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。